令和6年度

整備主任者法令研修
（地域教材）

中部運輸局　自動車技術安全部

目　　次

〔最近の通達関係等〕

整備課関係
冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
（国土交通省プレスリリース　令和 5 年 9 月 29 日）・・・・・・・・・・・・・1

管理課関係
「自動車検査証記録事項」印刷端末の設置について・・・・・・・・・・・・・・・3

自動車の登録に関する特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

災害時等における検査・登録関係の申請等のお願い・・・・・・・・・・・・・・5

技術課関係
衝突防止警報補助装置「モービルアイ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

来年 4 月より、車検を受けられる期間が延びます
～　年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします　～
（国土交通省プレスリリース　令和 6 年 6 月 25 日）・・・・・・・・・・・・・・7

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する
省令について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

運輸支局等用自動車検査標章の貼り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

自動車技術総合機構関係
OBD 検査はじまります！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

車検時にはヘッドライトテスタを用いてロービームを計測します・・・・・・・12

ロービームの光度及び向きの適切な整備・調整のお願い・・・・・・・・・・・13

すれ違い用前照灯の計測方法の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・14

カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について・・・・15

直前及び側方の視界にかかる基準が変更になります・・・・・・・・・・・・・・16

－　審査事務規程の一部改正について（第 51 次改正）－
（自動車技術総合機構プレスリリース　令和 5 年 8 月 25 日）・・・・・・・・・・17

－　審査事務規程の一部改正について（第 52 次改正）－
（自動車技術総合機構プレスリリース　令和 5 年 9 月 22 日）・・・・・・・・・・18

－　審査事務規程の一部改正について（第 54 次改正）－
（自動車技術総合機構プレスリリース　令和 5 年 11 月 30 日）・・・・・・・・・19

－　審査事務規程の一部改正について（第 57 次改正）－
（自動車技術総合機構プレスリリース　令和 6 年 6 月 27 日）・・・・・・・・・・20

軽自動車検査協会愛知主管事務所関係

軽自動車の車検は、軽 JNKS で変わる！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

構内事故注意！！　アクセルとブレーキの操作に関連した事故が多発しています。
エンジンの始動・前進・停止は焦らず、確実な操作をお願いします。・・・・・・・24

「軽」を買ったら、軽自動車 OSS（軽自動車ワンストップサービス）・・・・・・25

参考資料関係

継続検査に係る広告等の適正化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査の取扱い」に関係する Q&A・・・29

中古車の新規検査及び予備検査に係る保安基準適合証等の取扱いについて・・・・31

自動車検査証の有効期間のある自家用自動車から、事業用または貸渡に変更する
際の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表・・・・・・・・・・・33

登録・検査手数料一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

クルマの異常を連ラクダ！（自動車不具合情報ホットライン）　・・・・・・・・・37

自動車メーカー問い合わせ先一覧（令和 6 年 4 月現在）　・・・・・・・・・・・・38

一般・統計資料関係

令和 5 年度中部運輸局管内行政処分事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和５年９月２９日
自 動 車 局 整 備 課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

大型車の車輪脱落事故の発生件数は、近年増加傾向にあり、国土交通省においては、令和４年２月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同１２月に中間とりまとめを策定したところです。

本中間とりまとめにおいては、タイヤ脱着作業時のワッシャー付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、ホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等が、事故の主な原因として報告されています。

こうした状況を踏まえ、10 月から来年２月にかけて、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取組】

- 大型車の使用者、運転者及び整備作業者等に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図る。
- 例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から１～２ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたこともあることから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。

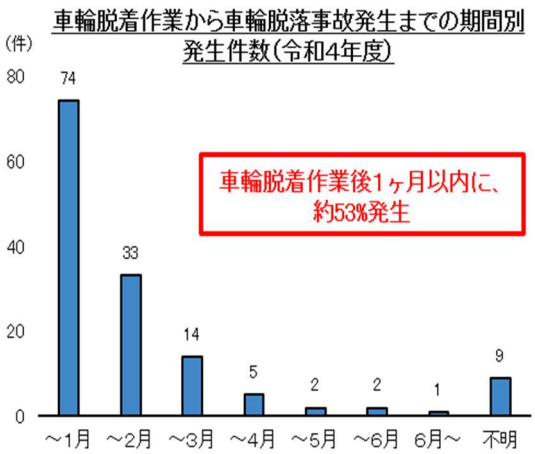

また、更なる車輪脱落事故防止対策として、１０月１日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入することとします。

➢ 車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反　２０日車、再違反　４０日車）

➢ 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

※大型車とは、車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス

＜添付資料＞

別紙１：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発ポスター及びチラシ

別紙２：令和４年度大型車の車輪脱落事故発生状況

〈問い合わせ先〉
自動車局整備課　杉本、坂本
代表:03-5253-8111（内線：42412）
直通:03-5253-8599

66%

車輪脱落事故のうち
冬用タイヤへの交換後に
発生した割合

◎大型車の車輪脱落事故発生状況（国土交通省、令和3年度）

皆さん、ご存知でしたか？

大型車の車輪脱落事故の多くが、冬場、安全に走るためのタイヤ交換後に発生しているということ。

タイヤ交換時には、部品の錆や汚れをきちんと点検し、増し締めをしっかり行うなど、適切に取り付けてください。

確実な点検・整備で、防げる事故があります。

「昨日も大丈夫だったから今日も大丈夫。」

その軽い気持ちが命を奪う

防ごう！大型車の車輪脱落事故　点検しよう！出発前の車両の安全

国土交通省

「自動車検査証記録事項」印刷端末の設置について

令和６(2024)年4月より、各運輸支局・自動車検査登録事務所※の窓口付近に設置した端末で「自動車検査証記録事項」を印刷できます。

※鳥取運輸支局、厳原（いづはら）自動車検査登録事務所を除く。

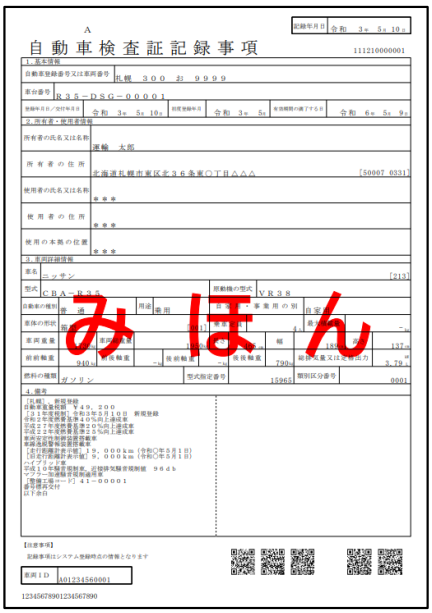

従来どおり、お手持ちのPCやスマホで「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードすることもできますので併せてご活用ください。

「自動車検査証記録事項」は、電子車検証のICタグに記録され、券面で確認できない事項を容易に確認できるよう、少なくとも令和7(2025)年末までは、電子車検証の交付時に補助的にお渡ししているものです。

「自動車検査証記録事項」は、車検証のように車両運行時に自動車に備え付ける義務はありません。

鳥取運輸支局・厳原自動車検査登録事務所において「自動車検査証記録事項」が必要な方は窓口にお問い合わせください。

国土交通省

○自動車の登録に関する特例措置

令和６年能登半島地震による被害状況に鑑み、自動車登録関係事務手続については、次のような特例措置を講じています。

（１）自動車登録申請に係る書類の有効期間の延長

（国土交通省告示第１２号及び通達「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて（令和６年１月１１日付国自情第２７６号による))

対象地域：石川県・富山県・新潟県・福井県　各県全域

印鑑登録証明書	令和6年1月4日～6月29日までに**発行後3ヶ月**の期間が満了するもの	**令和6年6月30日まで有効** ※令和6年6月30日は閉庁日のため、民法の適用により、**令和6年7月1日まで有効**
使用者の住所を証する書面 ・住民票 ・登録事項等証明書　等		
自動車保管場所証明書	令和6年1月4日～6月29日までに**発行後1ヶ月**の期間が満了するもの	
希望番号予約済証		

（２）抹消登録手続き（今回の地震により滅失し又は使用不能となった自動車の登録を抹消する際の手続）

対象地域：令和６年能登半島地震　災害救助法適用地域及び被災者生活再建支援法の該当地域

（対象地域は随時変更となるので、内閣府HP　防災情報のページでご確認ください。）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html

このような場合・・・ →	**特例措置**
・車のナンバー、車台番号を正確に覚えていない。	**車のナンバーや車台番号のいずれかがわかり、**車両を特定できれば抹消登録申請ができます。 *※登録番号が部分的にしかわからないなどの際は、別途ご相談ください。*
・地震の際に印鑑登録証明書発行カードを紛失した。 ・地震の際に実印を滅失した。	**免許証、マイナンバーカード等、所有者本人を確認できる書面の提示・署名**をもって、印鑑登録証明書の提出・押印にかえることができます。
・原因を証する書面（罹災証明書、被災証明書）の入手が困難である。 ・自動車が滅失したことをどのように証明すればよいかわからない。	**被災した旨の、申請者の申立書**があれば、公的な証明書は不要ですが、申立書の記載をお願いします。（申立書の様式は窓口に用意しております）

※自動車重量税の還付について
被災者生活再建支援法が適用される区域において被災した自動車が対象となります。
詳しくは国税庁へお問い合わせください。

◎自動車登録手続きの詳細については、以下の連絡先におたずねください。
国土交通省物流・自動車局自動車情報課　Tel　03(5253)8587
自動車登録手続ヘルプデスク内　被災自動車登録手続相談窓口　Tel 050(5540)2056

災害時における支局又は事務所の業務中断に関するお知らせ（平常時での案内掲示の例）

災害時等における検査・登録関係の申請等のお願い

中部運輸局では、運輸支局・自動車検査登録事務所が所在する地域に、**自治体による避難指示等が発令された時**は、災害警報レベルによって**業務の中断・中止等**を以下の【業務継続の可否】のとおり定めております。

業務を中断・中止する場合には、**来庁者の皆様の安全を最優先に対応するため申請書類のお返し等をして避難して頂く**ことになりますので、気象庁、自治体等の情報を参考にしてください。

特に、手続きのために自動車登録番号標（ナンバープレート）を車からとり外した場合、ナンバープレートの無い状態では公道を走行できなくなり、**緊急安全確保（警戒レベル５）や避難指示（警戒レベル４）が発令された後、いざという時の速やかな避難が困難となります。このため、事前に災害等の発生が予測できる場合や高齢者等避難（警戒レベル３）が発令された場合には、ナンバープレートを取り外す必要がある申請は、後日に切り替える**等のご協力・ご理解をお願いします。

なお、実際に業務を中断・中止する場合には、予め中部運輸局ホームページにおいて、その検討をすることを事前にお知らせするとともに、中断・中止を決定した際にもできる限り早急にその旨をお知らせいたします。

【業務継続の可否】

警戒レベル５　緊急安全確保
→　業務を中断・中止する

警戒レベル４　避難指示
→　業務を中断・中止する

警戒レベル３　高齢者等避難（注）
→　業務を継続・実施する

（注）高齢者等避難であっても危険と判断した場合は、業務を中断・中止する

中部運輸局自動車技術安全部
〇〇運輸支局〇〇自動車検査登録事務所

衝突防止警報補助装置「モービルアイ」

○ 国自技第 169 号指定（平成 27 年 2 月 18 日）
衝突防止警報補助装置「モービルアイ」型式 ME530、570、C2-270

○ 国自基第 48 号指定（令和 5 年 6 月 13 日）
衝突防止警報補助装置「モービルアイ」型式 ME580

1.正面ガラスの上側、もしくは下側に貼付物(カメラユニット)あり。

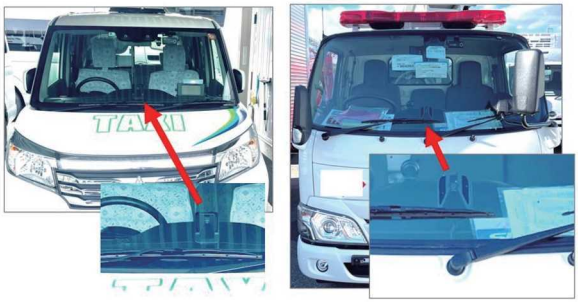

2.装置の形状と貼付物管理ステッカーは以下のとおり。(完成検査証書面でも確認可能。)

「国自技第 169 号平成 27 年 2 月 18 日」で指定された装置

「国自基第 48 号令和 5 年 6 月 13 日」で指定された装置

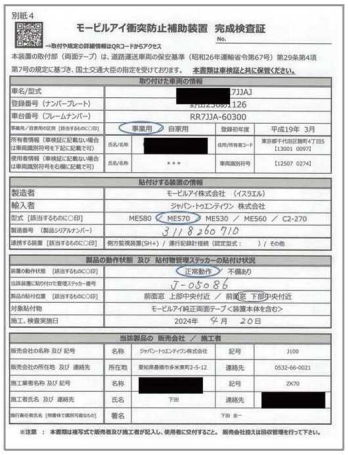

完成検査証書面

令和6年6月 25 日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の**「２か月前」**から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の**1か月前**から満了日までの間」※に受検いただいていますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます（下図参照）

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の**2か月前**から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。（いずれも**令和7年4月1日施行**）

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。

月別の車検台数

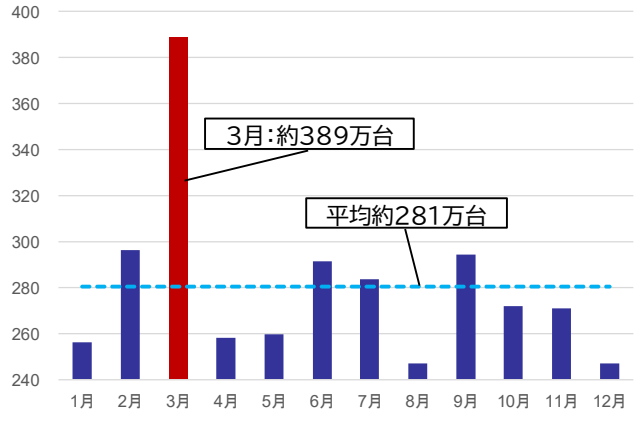

月別車検台数[万台]（2019年から2023年までの5年間における平均）

車検の受検可能期間の拡大（今次改正）

【現行】　※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
車検証の有効期限前1か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】
車検証の有効期限前2か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

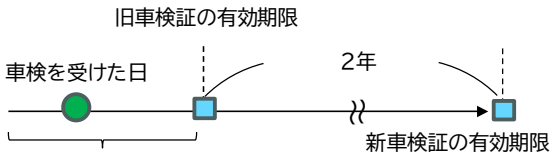

1か月以内 → 「2か月以内」へ改正

【問合せ先】
物流・自動車局
自動車整備課　本田（内線 42413）　（直通）　03-5253-8599　【車検関係（全般）】
保障制度参事官室　上地（内線 41443）　（直通）　03-5253-8582　【自賠責保険関係】

令和６年６月
物流・自動車局

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令について

１．背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

２．概要

（１）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第 44 条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

（２）自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 11 条第４号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第７条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあってはこれを全国一律に「二月」とする。

３．今後のスケジュール

公　布：令和６年６月 25 日
施　行：令和７年４月１日

運輸支局等用自動車検査標章の貼り方

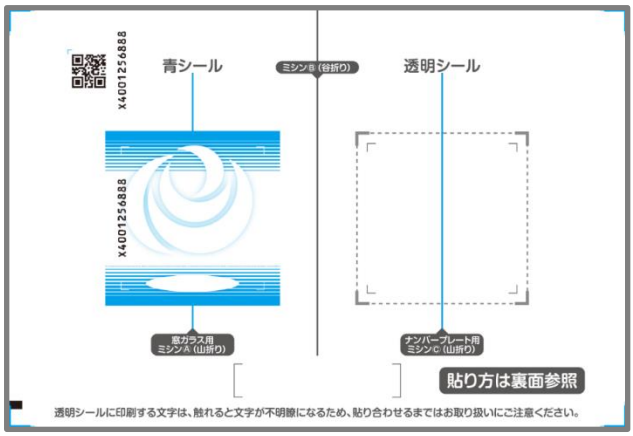

令和６年６月17日より、運輸支局等の検査標章が変更となります。運輸支局等用検査標章の貼り方は、裏面の説明内容をご参照ください。

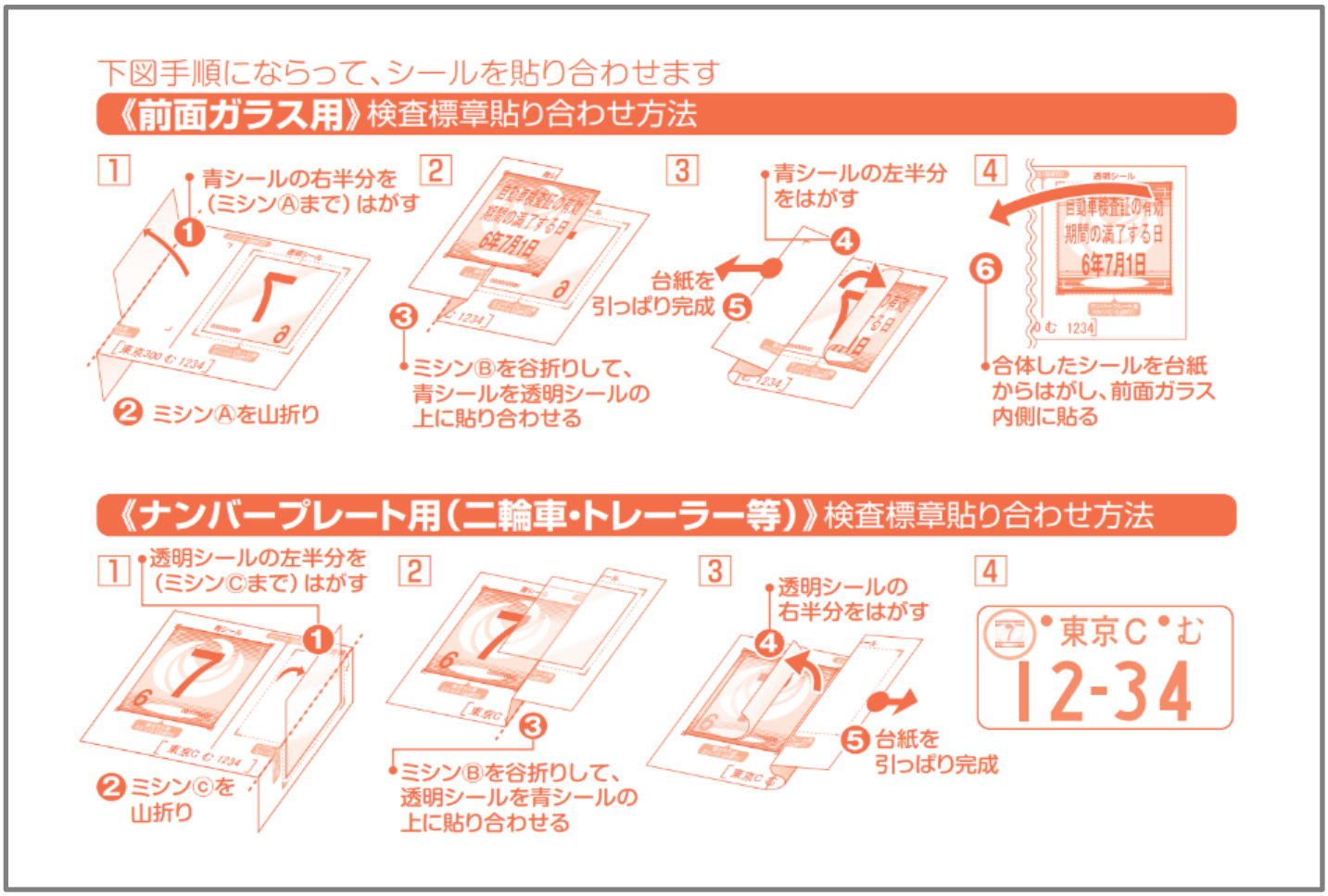

※軽自動車検査協会についても運輸支局等用と同じ検査標章です。

運輸支局等用検査標章裏面印刷内容（貼り合わせ方）

運輸支局等用と記録事務代行用の相違点

	記録事務代行用	運輸支局等用
レイアウト（表面）	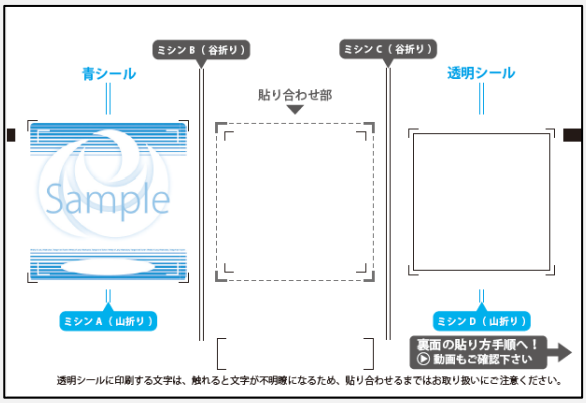	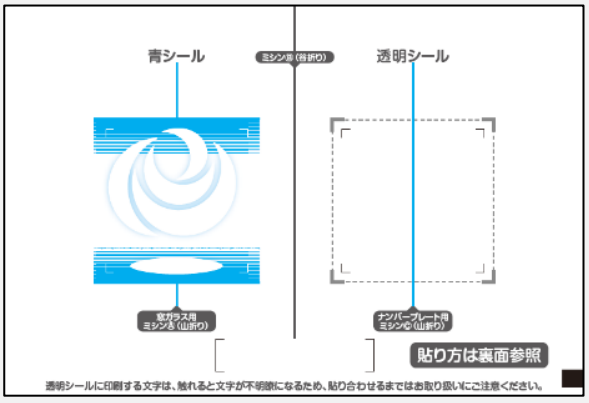
レイアウト（裏面）	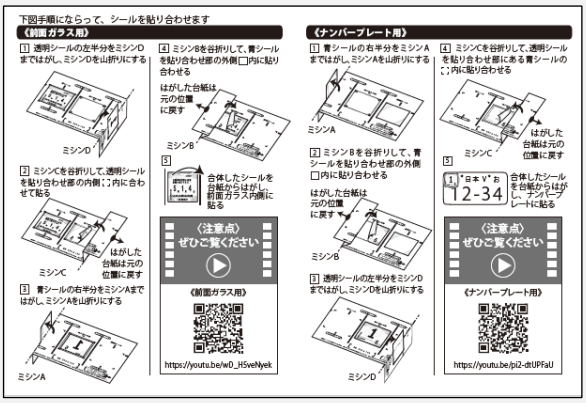	
貼り合わせ方法（フロントガラス用手順）	 貼り合わせ部に透明シールを貼付ける 透明ラベルの上に青シールを貼付ける	 透明ラベルの上に青シールを貼付ける **※貼り合わせ部はありません。**

注意点

■ 青シールや透明シールの有効期間満了日の印字は、爪や鋭い物で擦ると削れる場合がございますので、不必要に触れないようご注意ください。

OBD 検査 はじまります！

プレ運用 令和 5 年 10 月～

OBD検査開始 令和 6 年 10 月～

※ 輸入車は 令和 7 年 10 月～

OBD検査が必要かどうかの確認

車検証の備考欄に「OBD検査対象」と記載があります。

⚠ 記載があっても以下の場合は検査不要です

- ▶検査日が令和 6 年 9 月 30 日以前（輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前）
- ▶検査日が型式指定年月日から 2 年を経過 していない
- ▶検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して 10 ヶ月を経過していない

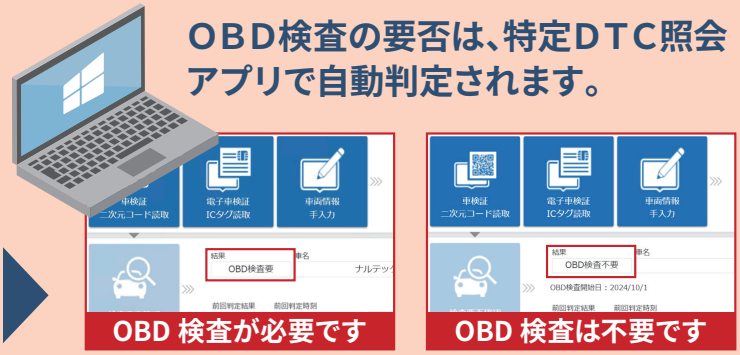

OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリで自動判定されます。

プレ運用期間は？

全て「検査不要」と判定されますが、「OBD確認」モードであれば「実行」ボタンを押してOBD 確認を行うことができます。

OBD検査の流れ

1 特定 DTC 照会アプリを起動

2 「OBD 検査」か「OBD 確認」を選択

法令に準拠して検査を実施する場合は「OBD 検査」を選択してください。

3 車両情報の入力

二次元コードリーダー、IC タグリーダーがあると便利です。

4 検査の実施

▶原動機停止

▶検査用スキャンツールを接続

ENGINE START STOP

▶原動機始動

電気自動車、ハイブリッド車は ▶READY

▶検査「実行」

OBD 検査は、原動機 ON または「READY」で実施

5 検査結果の確認

『適合』の例

『不適合』の例

国土交通省　独立行政法人 自動車技術総合機構 NALTEC　軽自動車検査協会

車検時にはヘッドライトテスタを用いて ロービームを計測します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが

①夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること

②照射光線が他の交通を妨げないこと

の基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテスタを用いて検査しているところです。

ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム検査の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズレていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、車検制度において定期的に検査することとしています。

対向車のまぶしいヘッドライト

バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

※ 裏面もご確認ください。

国土交通省
独立行政法人 自動車技術総合機構 National Agency for Automobile and Land Transport Technology
軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

ロービームの光度及び向きの

適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものが多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！
◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

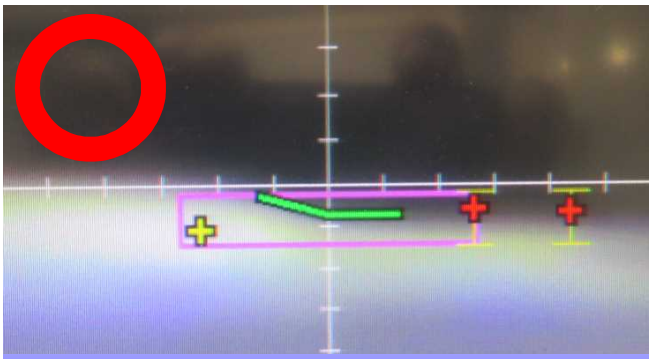

正常な光度と配光

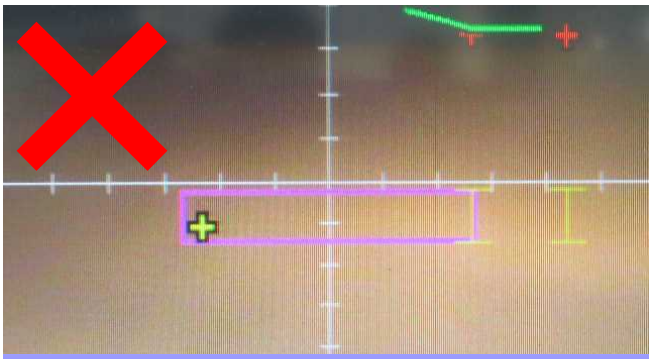

光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。

レンズ面のくもり

内部リフレクタの劣化

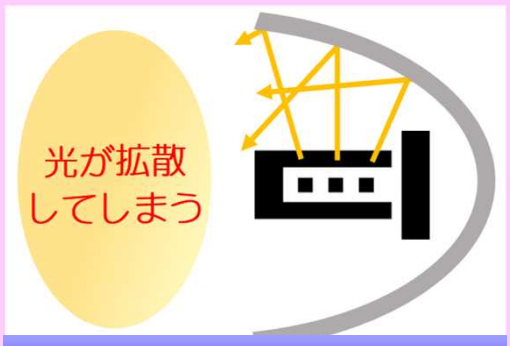

相性の悪いバルブに交換

国土交通省
NALTEC 独立行政法人 自動車技術総合機構 National Agency for Automobile and Land Transport Technology
軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

すれ違い用前照灯の計測方法の見直しについて

現状及び新たな審査手順

審査状況として、すれ違い用前照灯での不合格には、レンズ表面やリフレクタの劣化により光度不足やカットラインが不鮮明になったりする場合が多く、結果、走行用前照灯により合格するように調整されることが見受けられます。

検査機器の更新・改修が終了したことから明らかに光度不足等のすれ違い用前照灯の車両を排除するためにも、令和5年11月から審査方法を変更し、初回入場時、すれ違い用前照灯のみで判定し、再審査の際は、すれ違い用前照灯で計測し不適合である場合、照射光線が他の交通を妨げるものでないものに限り計測困難な自動車とみなし走行用前照灯で計測を行います。

また、令和6年8月からは、すれ違い用前照灯による審査へ完全移行することとしました。

経緯

平成27年9月以降、原則すれ違い用前照灯により計測しているところ、計測困難な自動車の判定に際して、前照灯試験機がすれ違い用前照灯に適切に対応できない場合があったことから、平成27年に通達が発出され、当面の取扱いとして、前照灯試験機により不適合と表示された場合は、計測困難な自動車とみなし走行用前照灯を計測することとなったところです。

この間、すれ違い用前照灯の計測方法について改めて検討が行われ、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法（新ロジック）を併用して自動判定ができるよう審査事務規程の改正及び自動計測式前照灯試験機の更新・改修を行ってきました。

現在は、「すれ違い用前照灯の計測方法の変更に伴う当面の対応について」（平成29年12月25日、自検検第75号）により、平成30年6月1日から計測方法を見直し、すれ違い用前照灯の計測において左右ライトを計測した際に自動計測式前照灯試験機により不適合と表示された場合は、照射光線が他の交通を妨げるものでないものに限り計測困難な自動車とみなし走行用前照灯の計測による検査を実施しているところです。

カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測について

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1については、ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査においてロービームを計測しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するために、令和6年8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法を見直します。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

最高光度点の位置によるロービーム計測方法

1. 対象となる自動車

- カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車
- 指定自動車等以外の自動車　（注）指定自動車等以外の自動車は「エルボー点の位置による計測」又は「最高光度点の位置による計測」のいずれかでロービームを計測します。

2. 計測値の判定

- 最高光度点の位置　　：次のいずれかの範囲内にあること
- 最高光度点における光度：1灯につき6,400cd以上であること

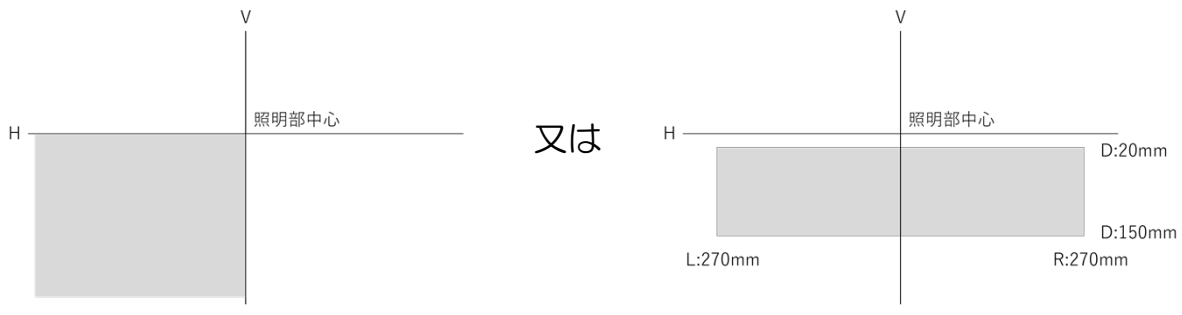

※照明部中心高さ1m超えの場合は、
20mmを70mmに、150mmを200mmに読み替える。

直前及び側方の視界にかかる基準が変更になります

令和5年9月1日から、乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車について、直前及び側方の視界にかかる基準が以下のとおり変更になります。

◆視認により確認する場合の範囲が変更

車室外に備えられた7-10.6に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。

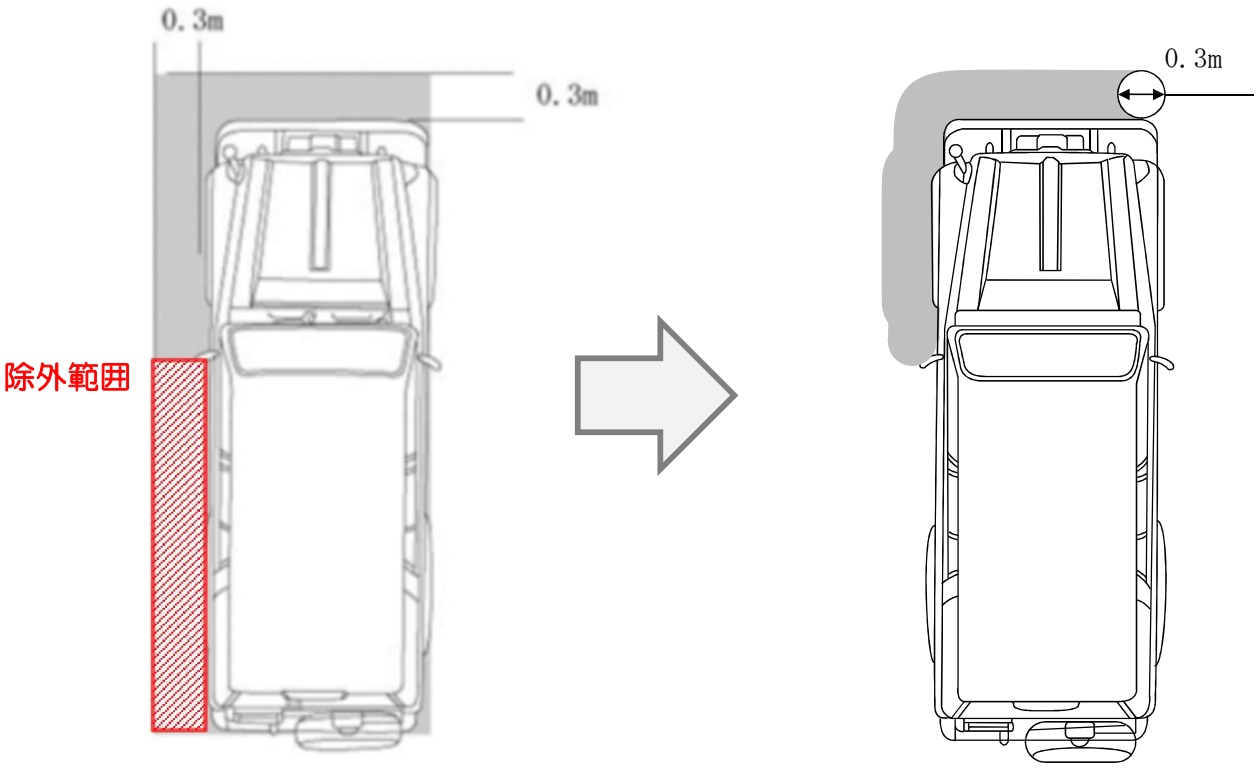

◆検知装置（ソナー等）の使用が可能

検知装置を使用する場合は、UN R166に適合するものでなければなりません。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和6年8月31日

プレスリリース
令和 5 年 8 月 25 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 51 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 5 年 9 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS（Adjustable Ride Height Suspension System）を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]

○　乗車定員 10 人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]

○　乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]

2．OBD 検査に係る取扱い等の新設 [4-10、9-15 等]

OBD 検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。

※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。

3．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

令和 5 年 9 月 22 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 52 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。

○ 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省令第 714 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）

・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）

３．施行日

令和 5 年 9 月 22 日

プレスリリース
令和 5 年 11 月 30 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 54 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 5 年 12 月 21 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]

○　高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、7-25、8-25、様式 16]

○　二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]

○　細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添 2]

2．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

プレスリリース
令和６年６月２７日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 57 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 6 年 8 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテスタを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテスタのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。[9-3]

２．平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。[9-8]

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

軽自動車の車検は、軽JNKSで変わる！

令和5年1月から、
Jidoshazei Nofu Kakunin System
軽自動車税納付確認システム（軽JNKS（ジェンクス））で、

継続検査窓口での納税証明書の提示が（原則）不要になります！※詳細は裏面をご覧ください。

納税証明書の提示が原則不要に！

継続検査申請（OSS／OCR）

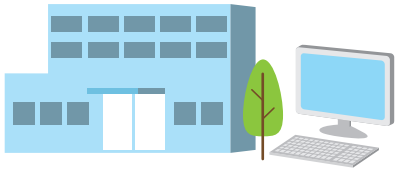

軽自動車検査協会

照会 ↓　↑ 回答

軽JNKS

納付情報 ↑ 登録

申請者

納税証明書

申請書類

紛失しても…

納税証明書の再交付申請

不要！

市区町村

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

詳しくはこちら
https://www.lta.go.jp/jidousya/

ご注意ください

● 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。

※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。

● 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

よくあるお問い合わせ

Q1

軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽JNKSでの納付確認はできますか?

A1

軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、使用の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。

- 過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
- 納税証明書が添付された納税通知書等が手元にない場合

Q2

軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽JNKSで確認出来ず、紙の納税証明書が必要になる場合はありますか?

A2

次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- 中古車の購入直後の場合
- 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- 対象車両に過去の未納がある場合

ご注意ください

電子的納付確認が出来ない場合は、紙の納税証明書の提示が必要です。

紙の納税証明書が必要となるケース

○ コンビニ等で軽自動車税（種別割）を納付後、直ぐに継続検査を受検される場合

○ 中古車の購入直後の場合

○ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合

○ 対象車両に過去の未納がある場合

※ その他システムエラー等により、電子的納付確認が出来ない場合があります。

※ 詳しくは使用の本拠の位置を管轄する市区町村へご相談ください。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

構内事故注意!!!!

アクセルとブレーキの操作

に関連した事故が多発しています。
エンジンの始動・前進・停止は焦らず、確実な操作をお願いします。

「軽」を買ったら、

軽自動車ワンストップサービス

軽自動車OSS

令和5年1月から
「新車購入時の軽自動車保有関係手続」が対象に！

軽自動車OSSは「パソコンからインターネット」で「24時間365日」いつでも、検査の申請、各種手数料や国税の納付、地方税の申告納付ができるサービスです。

1 手続のために、行政機関等の窓口に出向く必要がありません。
※ ただし、軽自動車検査協会の窓口での「車検証等」の受取りは必要です。

2 申請・申告・納付の各種手続を、順番どおりに一連の流れで行えます。

ワンストップ化

申請者

電子申請・申告・納付
- 検査手数料等
- 自動車重量税
- 軽自動車税環境性能割

軽OSS
軽自動車ワンストップサービス

電子データのやりとり

軽自動車検査協会

市区町村

インターネットバンキングを利用した納付が可能になります！

※一括利用者システムを利用したOSS申請（一括申請）を行った場合は、国庫金に加えて地方税もダイレクト納付が利用可能になります。

国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構

詳しくはこちら
https://www.lta.go.jp/jidousya/

ご注意ください

- 令和5年1月から軽自動車ＯＳＳの対象になるのは「新車購入時」の手続のみです。
  検査申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の納付、軽自動車税環境性能割の申告納付が可能です。
  ※軽自動車税種別割の申告もＯＳＳの対象ですが、月割課税がないため納付の必要はありません。
- 二輪・原付・小型特殊は、ＯＳＳ申請の対象外です。

よくあるお問い合わせ

Q1 OSS申請のために準備しておくものはありますか？

A1 OSS申請の利用には、パソコン、電子証明書（マイナンバーカード等）、ICカードリーダ等の準備が必要です。

Q2 スマートフォン・タブレットからの申請は可能ですか？

A2 軽自動車OSSは、スマートフォン・タブレットからの申請はできません。

Q3 車検証やナンバーはどうやって受け取ればいいのですか？

A3 車検証及びナンバー（車両番号標）については、OSS申請の審査終了後に、申請先の軽自動車検査協会の窓口及び同協会構内にある番号標交付団体窓口で受け取ってください。

ご注意ください

申請代理人による「新車（新規検査・税申告）OSS」の申請については以下のとおりとなります。

一括利用者システムを使用して、
『新車新規検査申請書（電子）』
『軽自動車税種別割申告書（電子）』
『軽自動車税環境性能割申告書（電子）』
を同時に一括して作成のうえ提出（申請･申告）する「一括申請」のみ対応します。

ただし、サービス開始時においては、「使用者の電子証明書による電子署名を利用するケース」についてはご利用できません 。
検査手数料を納付後、「使用者の住所を証する書面」をOSS申請先の事務所に出頭し「紙」で提出する必要があります。

継続検査に係る広告等の適正化について

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）では、消費者に誤解される不当な表示を禁止しています。

優 良 誤 認

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- 内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- 内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

有 利 誤 認

商品・サービスの価値その他の取引条件についての不当表示

- 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

【不当表示の例】

- 「地域初」、「業界初」の表示があるが、事実と異なる。
- 「車検料金 10,000 円のみ」等の表示があり、別途請求を表示していない。
- 「市内で一番安い」等の表示があるが、実際は他の業者の方が安い。

詳しくは、消費者庁のホームページをご確認ください

http://www.caa.go.jp

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査の取扱い」に関係するQ&A

問　1

「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査の取扱い」（以下「構造取扱通達」という。）は使用過程車が対象となっているが、新規検査や予備検査の場合如何に取扱いが異なるのですか。

（答）　新規検査、予備検査及び自動車検査証の交付を申請する者については、これから当該自動車を使用しようとするものであり、自動車部品の一時的な装着、補修部品への交換等を十分に知りうる立場にないことから、この範囲までユーザーの自己責任による管理を求めることは不合理であります。このため、当該自動車を使用しようとする者を保護する観点から、諸元の確定を行う必要があるので、構造等変更検査等の緩和の取扱いをすることはできない。

問　2

自動車部品が装着されている場合の手続き要否の判断はどのように行うのですか。

（答）　自動車部品を装着した場合の取扱いフローチャートを次に示します。

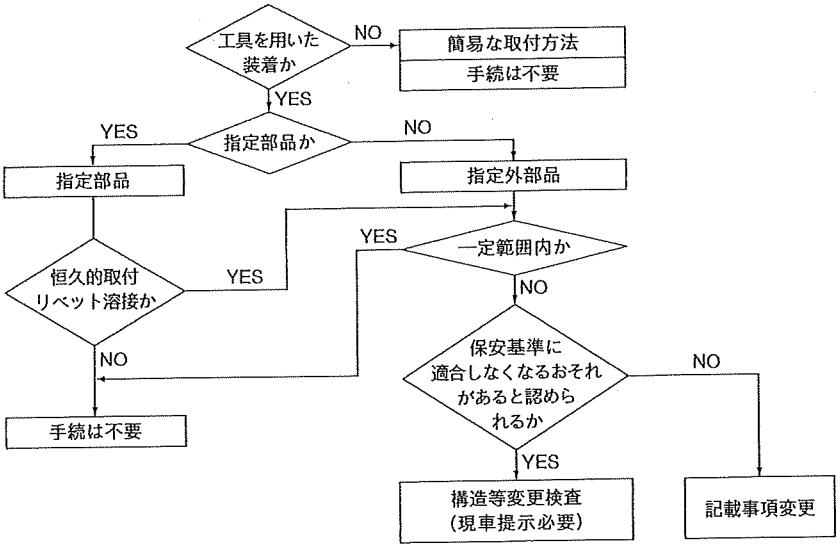

問　3

自動車部品が装着されている場合の寸法及び重量の測定方法はどうすればいいのですか。

（答）　新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下「新規検査等」という。）の場合は諸元の確定を行うため、簡易な取付方法の自動車部品（注：灯火が簡易な取付方法で取付けられていても配線されている場合は固定的な取付方法となります。）を除き、自動車部品が装着された状態で寸法及び車両重量を測定することとなります。

また、継続検査の場合は構変取扱通達により、

①　自動車部品を装着したときに寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲内にある場合

②　指定部品を溶接又はリベット以外の取付方法により装着した場合に該当するものであるのかどうか確認することが必要です。

この場合における自動車検査証に記載されているそれぞれの値と現車との比較は以下のように確認し判断します。

① 簡易な取付方法の自動車部品は「ない」ものとして判断します。

② 全長、全幅、全高及び車両重量は目視等により確認します。

この場合において、目視により判断できない場合にあっては、

a 現車の全長、全幅又は全高を巻尺等により測定し、自動車検査証のそれぞれの値との差を求める。

b 車両重量については、部品カタログ等を参考にして重量の算出を行うか、または現車の空車状態における車両重量の測定を行い、自動車検査証記載の値との差を求める。

中古車の新規検査及び予備検査に係る保安基準適合証等の取扱いについて

項目（種類）等			㊍扱い	限定保適証	㊥扱い
対象自動車	当該自動車が登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の「構造等に関する事項」と同一の場合*1	①乗用自動車(軽除く)	○	○	×
		②小型貨物自動車*2	○	○	×
		③軽自動車	○	○	×
		④二輪自動車	○	○	×
		⑤その他の自動車(①~④以外の自動車)	×	○	○
現車提示	新規検査		省略	省略	必要
	予備検査		省略	省略	必要
保安基準適合証の記載	自動車登録番号又は車両番号		×	○*3	×
	車台番号		○	○	○
	使用者(所有者)	氏名又は名称	○	○	○
		住所	○	○	○
	乗車定員		○	×	○
	最大積載量		○	×	○
	用途		○	×	○
	車両総重量		○	×	○
	保険期間		×*4	×*4	×*4
関係書類の表示等	保安基準適合証(同控)		㊍	㊍	㊥
	指定整備記録簿		㊍	㊍	㊥*5
	申請書		㊍	㊍	㊥
	手数料納付書		㊍	㊍	㊥
	自動車検査票		添付しない	添付しない	㊥

注1 「構造等に関する事項」とは、次の事項をいう。
①車名及び型式 ②普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別 ③長さ、幅及び高さ ④車体の形状 ⑤原動機の型式 ⑥燃料の種類 ⑦原動機の総排気量又は定格出力 ⑧人の運送の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のものにあっては、自家用又は事業用 ⑨用途 ⑩牽引自動車にあっては、牽引重量又は第５輪荷重並びに被牽引自動車の車名及び型式並びに牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 ⑪被牽引自動車にあっては、牽引自動車の車名及び型式 ⑫乗車定員又は最大積載量 ⑬車両重量及び車両総重量 ⑭空車状態における軸重 ⑮タンク自動車であって爆発性液体又は高圧ガスを運送するものにあっては、積載物品名 ⑯貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が７トン以上のものにあっては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンク容量

2 限定自動車検査証の交付を受けた後に、「構造等に関する事項」に変更がある場合、限定保安基準適合証は交付できません。

3 「関係書類の表示」については、㊍又は㊥と朱書きすること。

4 ＊印について

＊1 次に示す用途の変更のみがあった場合は、「構造等に関する事項と同一」に該当として取り扱われます。
- 貸渡乗用自動車 ⟷ 乗用自動車
- 貸渡乗合自動車 ⟷ 乗合自動車(自家用に限る。)
- 貸渡貨物自動車 ⟷ 貨物自動車(道路運送車両法施行規則第２条の３第２号に掲げるもの及び検査対象軽自動車に限る。)
- 貸渡特種自動車 ⟷ 特種自動車(検査対象軽自動車に限る。)

＊2 最大積載量が１トン以下で登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「バン」又は「三輪バン」と記載されているものに限る。

＊3 継続検査に係る場合に限る。

＊4 自賠責保険は、保安基準適合証等の「保険期間」欄に記載する必要ありませんが、申請時に窓口で確認しますので、必ず関係書類に添付して下さい。

＊5 指定整備記録簿(特定整備記録簿)については、検査時に提示して下さい。

自動車検査証の有効期間のある自家用自動車から、事業用または貸渡に変更する際の取扱いについて

変更前＼変更後		自家用		事業用		貸渡	
		構造等変更検査	有効期間更新	構造等変更検査	有効期間更新	構造等変更検査	有効期間更新
自家用	乗用車			×	×*1	×	×*2
	貨物			×	×	×	×
	乗合			○	○	×	×
	二輪			×	×*1	×	×*2
事業用	乗用車	×	×			×	×
	貨物	×	×			×	×
	乗合	×	×			×	×
	二輪	×	×			×	×*2
貸渡	乗用車	×	×	×	×*1		
	貨物	×	×	×	×		
	乗合	×	×	○	○		
	二輪	×	×	×	×		

○：実施又は更新を示す。　×：実施しない又は更新しないを示す。

※１　有効期間の残存期間が、変更後の有効期間を超えている場合は、自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、有効期間を付すものとする。

※２　有効期間の残存期間が１年を超えている場合は、自動車検査証の記載事項の変更のあった日を起算日とし、その日から１年間の有効期間を付すものとする。（ただし、初回有効期間の残存期間が２年を超えている場合には、申請日を起算日とし、その日から２年間の有効期間を付すものとし、２年未満の場合は、そのままとする。）

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種	点検区分等		定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考（車種の一例）
			3ヶ月（別表3）	3ヶ月（別表4）	6ヶ月（別表5）	6ヶ月（別表5の2）	1年（別表6）	1年（別表7）	初回	二回目以降	
運送事業用		旅客自動車	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽自動車	○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪車を含む）
	貨物	GVW 8t未満	○	○					2年	1年	
	貨物	軽自動車					●		2年	←	
	貨物	二輪自動車						●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩車
	霊柩	定員11人以上	○						1年	←	霊柩車（バス形状）
	霊柩	軽自動車					●		2年	←	
レンタカー	貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	トラック（三輪を含む）
	貨物	GVW 8t未満	○	○					2年	1年	
	貨物	軽自動車			○				2年	←	
		定員11人以上	○						1年	←	バス
		幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型自動車			○				2年	1年	
	乗用	軽自動車			○				2年	←	
	乗用	三輪自動車	○						2年	1年	
	二輪	小型自動車				○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
	二輪	検査対象外軽自動車				○			なし	←	250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種（※）	普通・小型自動車	○	○					2年	1年	キャンピング車
	特種（※） 貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	冷蔵冷凍車、タンク車
	特種（※） 貨物	GVW 8t未満	○	○					2年	1年	
	特種（※）	軽自動車			○				2年	←	
	大特（※）	GVW 8t以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
	大特（※）	GVW 8t未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
	大特（※） 貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	ポール・トレーラ
	大特（※） 貨物	GVW 8t未満	○	○					2年	1年	ストラドル・キャリヤ
		検査対象外軽自動車	○						なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	トラック（三輪車を含む）
	貨物	GVW 8t未満			○				2年	1年	
	貨物	軽自動車					●		2年	←	
		定員11人以上	○						1年	←	バス
		幼児専用車			○				1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型自動車					●		3年	2年	
	乗用	軽自動車					●		3年	2年	
	乗用	三輪自動車			○				2年	←	
	二輪	小型自動車						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
	二輪	検査対象外軽自動車						●	なし	←	250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種（※）	GVW 8t以上	○	○					2年	←	消防車、医療防疫車、採血車
	特種（※）	GVW 8t未満			○				2年	←	救急車、車いす移動車、キャンピング車
	特種（※） 貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	コンクリートミキサー車、タンク車、
	特種（※） 貨物	GVW 8t未満			○				2年	1年	冷蔵冷凍車、塵芥車、ボート・トレーラ
	特種（※）	軽自動車					●		2年	←	冷蔵冷凍車、車いす移動車
	大特（※）	GVW 8t以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
	大特（※）	GVW 8t未満			○				2年	←	フォーク・リフト
	大特（※） 貨物	GVW 8t以上	○	○					1年	←	ポール・トレーラ
	大特（※） 貨物	GVW 8t未満			○				2年	1年	ストラドル・キャリヤ
		検査対象外軽自動車			○				なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車

(注) 1．点検整備記録簿の保存期間　●印：2年、○印：1年
2．GVWとは車両総重量を示す
3．別表4は被けん引自動車（トレーラ）に限る
(※)積載量が指定されている車両の有効期間は、車両総重量8t未満の車両のみ、初回が2年となる

登録・検査手数料一覧表

令和５年１月４日 現在

１． 登録手数料

(単位：円)

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">新　規　登　録</td><td>ＯＳＳ申請
型式指定</td><td>窓口申請
(完成検査終了証のある自動車)</td><td>左記二つ以外
(型式指定以外)</td></tr>
<tr><td>５００</td><td>９００</td><td>７００</td></tr>
<tr><td colspan="3">移　転　登　録</td><td colspan="2">５００</td></tr>
<tr><td colspan="3">変　更　登　録</td><td colspan="2">３５０</td></tr>
<tr><td rowspan="5">抹消登録</td><td colspan="2">永久抹消登録</td><td colspan="2">無料</td></tr>
<tr><td colspan="2">輸出抹消登録</td><td colspan="2">３５０</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時抹消登録</td><td colspan="2">３５０</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時抹消後の解体届</td><td colspan="2">無料</td></tr>
<tr><td colspan="2">一時抹消後の輸出届</td><td colspan="2">３５０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">輸出を取りやめた場合の届出</td><td colspan="2">輸出予定届出証明書の返納</td><td colspan="2">無料</td></tr>
<tr><td colspan="2">輸出抹消仮登録証明書の返納</td><td colspan="2">３５０</td></tr>
<tr><td colspan="3">一時抹消後の所有者変更</td><td colspan="2">無料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">登録事項等証明書交付</td><td colspan="2">現在証明</td><td colspan="2">３００</td></tr>
<tr><td colspan="2">詳細証明（１枚目）</td><td colspan="2">１，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">〃　（２枚目以降１枚につき）</td><td colspan="2">３００</td></tr>
<tr><td colspan="3">自動車検査証返納証明書交付（小型二輪自動車）</td><td colspan="2">３５０</td></tr>
<tr><td colspan="3">自動車検査証　再交付</td><td colspan="2">３５０</td></tr>
<tr><td colspan="3">自動車予備検査証、限定自動車検査証　再交付</td><td colspan="2">３００</td></tr>
<tr><td colspan="3">検査標章（ステッカー）　再交付</td><td colspan="2">３００</td></tr>
</table>

2． 検査手数料

(単位：円)

申請種別		自動車の種別	納付先・金額		
			国 (検査登録印紙)	機構 (自動車審査証紙)	合計
新規検査（OSS申請を除く）	持込検査	普通自動車	500	2，100	2，600
		小型自動車	500	2，000	2，500
		小型自動車（二輪）	500	1，600	2，100
		大型特殊自動車	500	1，700	2，200
	完成検査終了証の提出	普通自動車	1，500	400	1，900
		小型自動車	1，500	400	1，900
		小型自動車（二輪）	1，400	―	1，400
		大型特殊自動車	1，500	―	1，500
	保安基準適合証の提出(※)	普通自動車	1，300	400	1，700
		小型自動車	1，300	400	1，700
		小型自動車（二輪）	1，300	―	1，300
		大型特殊自動車	1，300	―	1，300
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	500	1，300	1，800
		小型自動車	500	1，300	1，800
		小型自動車（二輪）	500	900	1，400
		大型特殊自動車	500	900	1，400

申請種別		自動車の種別	納付先・金額		
			国 (検査登録印紙)	機構 (自動車審査証紙)	合計
継続検査（OSS申請を除く）	持込検査	普通自動車	500	1，800	2，300
		小型自動車	500	1，700	2，200
		小型自動車（二輪）	500	1，300	1，800
		大型特殊自動車	500	1，400	1，900
	保安基準適合証の提出	普通自動車	1，400	400	1，800
		小型自動車	1，400	400	1，800
		小型自動車（二輪）	1，200	―	1，200
		大型特殊自動車	1，400	―	1，400
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	500	1，300	1，800
		小型自動車	500	1，300	1，800
		小型自動車（二輪）	500	900	1，400
		大型特殊自動車	500	900	1，400
	限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出	普通自動車	1，200	400	1，600
		小型自動車	1，200	400	1，600
		小型自動車（二輪）	1，200	―	1，200
		大型特殊自動車	1，200	―	1，200

（※）限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む。

申請種別			自動車の種別	納付先・金額		
				国 (検査登録印紙)	機構 (自動車審査証紙)	合計
OSS申請	新規検査	完成検査終了証の提出	普通自動車	1,300	400	1,700
			小型自動車 (二輪を除く)	1,300	400	1,700
			大型特殊自動車	1,300	―	1,300
	継続検査	保安基準適合証の提出	普通自動車	1,200	400	1,600
			小型自動車 (二輪を除く)	1,200	400	1,600
			大型特殊自動車	1,200	―	1,200

申請種別		自動車の種別	納付先・金額		
			国 (検査登録印紙)	機構 (自動車審査証紙)	合計
予備検査	持込検査	普通自動車	500	2,100	2,600
		小型自動車	500	2,000	2,500
		小型自動車(二輪)	500	1,600	2,100
		大型特殊自動車	500	1,700	2,200
	保安基準適合証の提出(※)	普通自動車	1,300	400	1,700
		小型自動車	1,300	400	1,700
		小型自動車(二輪)	1,300	―	1,300
		大型特殊自動車	1,300	―	1,300
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	500	1,300	1,800
		小型自動車	500	1,300	1,800
		小型自動車(二輪)	500	900	1,400
		大型特殊自動車	500	900	1,400
構造等変更検査		普通自動車	500	2,100	2,600
		小型自動車	500	2,000	2,500
		小型自動車(二輪)	500	1,600	2,100
		大型特殊自動車	500	1,700	2,200

(※) 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む。

クルマの異常を連ラクダ！

クルマの異常を点検・修理した結果は、「自動車不具合情報ホットライン」にお知らせください。
いただいた情報は、メーカーがきちんとリコールをしたり、リコール隠しを防ぐために活用されます。

不具合情報はこちらに

● ホームページ受付
https://renrakuda.mlit.go.jp/renrakuda/hotline.html
※ メーカー・販売店とのトラブルの解決、故障の修理の受付など個人的な相談をする窓口ではありません。

リコール制度の概要について

リコール制度の趣旨

設計・製造過程に問題があったために安全・環境基準に適合していない（又は適合しなくなるおそれがある）自動車について、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前届出を行った上で、回収・無料修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。

国土交通省の役割

①不具合情報の収集・分析。
②メーカーのリコールへの取組状況の調査。
③取組状況が不適切であれば指導又は監査等。
④リコールのプレス公表
⑤届出内容が不適切であれば改善指示。
⑥メーカーが自主的にリコールを行わず、かつ、事故が頻発している場合には勧告・命令。

近年のリコール届出件数及び対象台数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	415	384	369
対象台数	10，534，494	6，610，555	4，257，931

出典元：各年度のリコール届出件数及び対象台数（国交省HP）

リコール届出の流れ

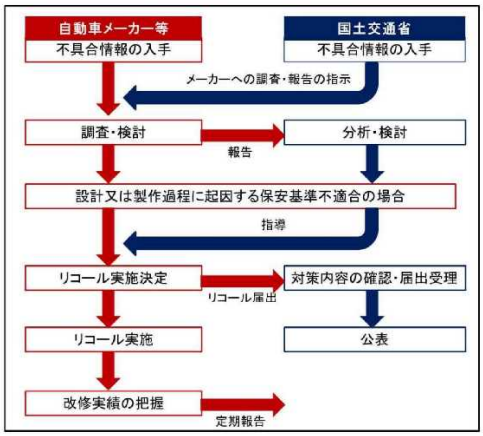

リコールの勧告、命令

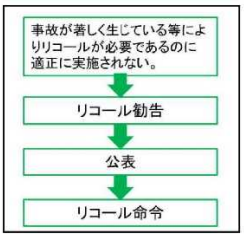

※1：メーカーには監査の実施等により指導・監督を行っている。

※2：必要な場合には、（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所リコール技術検証部において技術的検証を行う。

※3：虚偽報告、リコールの届出義務違反、リコール命令に従わない場合には、罰則（懲役1年以下、罰金300万円以下、法人罰金2億円以下）が科せられる。

自動車メーカー問い合わせ先（令和 6 年 4 月　現在）

自動車メーカー名（五十音順）	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/
株式会社 SUBARU	0120-052-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 【ジャガー】	0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
【ランドローバー】	0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantis ジャパン株式会社 【ジープ、クライスラー、ダッジ】	0120-712-812	http://fcagrouprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
【シトロエン】	0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmjapan.co.jp/recalls/info
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	https://lexus.jp/recall/
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	https://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	https://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フェラーリ・ジャパン株式会社	0120-688-801	https://auto.ferrari.com/ja_JP/owners/car-part-services/
フォードモーターカンパニー/ PCI 株式会社	0120-125-175	http://www.ford-service.co.jp/
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 【フォルクスワーゲン】	0120-509-300	https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/about-your-car/customer-information/recall.html
【アウディ】	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社 HONDA OF AMERICA MFG.,INC. HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD. HONDA CANADA INC.	0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp

自動車メーカー問い合わせ先（令和 6 年 4 月　現在）

マツダ株式会社	0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://recallsearch.udtrucks.com/

網掛けは、今回、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※1　お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

※2　各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できます。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

リコール検索システム

国内メーカーの車両について車検証の QR コードを読み取って リコールの対象が検索できるアプリです。

Available on the App Store
専用アプリは、App Storeからダウンロードできます。

Google play
専用アプリは、Google Play™ストアからダウンロードできます。

※国外車は対応しておりません。

専用ウエブサイト

下記の QR コードでタカタエアバッグリコール専用の web サイトを表示します。

http://airbag-recall.jp/me.html

令和5年度 中部運輸局管内行政処分事例

	処分等年月	事業形態	種類	違反行為の概要	処分等の種類
1	R5.8	専業	認証	①使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない。 ②ペーパー車検での車検手続きを行った。(279台)	認証取消
			指定	①検査作業と整備作業が分業化されていない。 ②法令の規定を遵守する体制でない。 ③点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付した。(279台) ④指定整備記録簿に虚偽記載をした。 ⑤指定整備記録簿を2年間保存していない。	指定取消
				自動車検査員が検査していないにもかかわらず保安基準適合証に証明した。	検査員解任
2	R5.10	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ④特定整備記録簿を2年間保存していない ⑤点検整備料金の過剰請求 ⑥整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備 ⑦違反行為の要求、依頼もしくは唆し又は幇助	事業停止
			指定	①検査作業と整備作業が分業化されていない ②法令の規定を遵守する体制でない ③故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した(1台) ④故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(2台) ⑤点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(60台) ⑥故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(35台) ⑦同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(6台) ⑧指定整備記録簿の虚偽記載 ⑨指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑩指定整備記録簿を2年間保存していない	指定取消
				①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ③検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
3	R5.10	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ④特定整備記録簿を2年間保存していない ⑤点検整備料金の過剰請求 ⑥整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備 ⑦立入検査の際、質問に対し虚偽の陳述を行った	事業停止
			指定	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制でない ②法令の規定を遵守する体制でない ③完成品に恒常性を有していない ④点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(620台) ⑤故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(12台) ⑥故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した(2台) ⑦同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(17台) ⑧指定整備記録簿の虚偽記載 ⑨指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑩指定整備記録簿を2年間保存していない ⑪立入検査の際、質問に対し虚偽の陳述を行った	指定取消
				①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
4	R5.10	専業	認証	①特定整備記録簿の記載なし ②特定整備記録簿の一部記載漏れ ③使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ④点検整備料金の過剰請求 ⑤整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	事業停止
			指定	①検査作業と整備作業が分業化されていない ②法令の規定を遵守する体制でない ③点検整備を全て実施せず適合証を交付した(1台) ④故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(26台) ⑤故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した。(2台) ⑥適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し適合証を交付した(3台) ⑦指定整備記録簿の虚偽記載 ⑧指定整備規則第10条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載 ⑨指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑩立入検査の際、質問に対し虚偽の陳述を行った	指定取消
				検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
5	R5.10	専業	認証	整備主任者研修の未受講	文書警告
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない。 ②指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③指定整備記録簿を2年間保存していない。 ④適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した(1台)	適合証等の交付停止
6	R5.11	ディーラー	指定	①適合証交付自動車に点検整備上及び検査上の瑕疵があった(1台)。 ②故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(1台)。	適合証等の交付停止
				自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した。	検査員文書警告

令和5年度 中部運輸局管内行政処分事例

	処分等年月	事業形態	種類	違反行為の概要	処分等の種類
7	R5.12	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の記載なし ③特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ④使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ⑤特定整備記録簿を2年間保存していない ⑥概算見積書の未交付 ⑦整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備 ⑧整備主任者研修の未受講	事業停止
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽の記載し、適合証を交付した（22台） ③故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した（1台） ④点検整備を全て実施せず適合証を交付した（20台） ⑤点検整備の一部を実施せず適合証を交付した（1台） ⑥検査を全て実施せず適合証を交付した（20台） ⑦指定整備記録簿の虚偽記載 ⑧指定整備記録簿の記載なし ⑨指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑩指定整備記録簿を2年間保存していない ⑪適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した（6台） ⑫自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証を交付した ⑬検査機器の校正記録の一部又は全てを保存せず ⑭検査員研修の未受講	指定取消
				①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
8	R5.12	専業	指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②適合証等の記載誤り ③故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した（10台） ④同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した（1台） ⑤指定整備記録簿の一部記載漏れ	適合証等の交付停止
				①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員文書警告
9	R5.12	専業	認証	特定整備記録簿の虚偽記載	事業停止
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した（4台） ③故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した（14台） ④指定整備記録簿の虚偽記載	適合証等の交付停止
				検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	検査員文書警告
10	R5.12	専業	指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した（11台） ③故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した（21台） ④指定整備記録簿の一部記載漏れ	適合証等の交付停止
				①検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	検査員文書警告
11	R5.12	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ④特定整備記録簿を2年間保存していない ⑤点検整備料金の過剰請求 ⑥整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	事業停止
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②検査員の証明を虚偽の記載した（35台） ③適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し適合証を交付した（16台） ④点検整備の一部を実施せず適合証を交付した（29台） ⑤故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した（8台） ⑥同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した（2台） ⑦指定整備記録簿の虚偽記載 ⑧指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑨指定整備記録簿を2年間保存していない	指定取消
				①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
			認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③特定整備記録簿を2年間保存していない ④点検整備料金の過剰請求 ⑤整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	事業停止

令和5年度 中部運輸局管内行政処分事例

	処分等年月	事業形態	種類	違反行為の概要	処分等の種類
12	R6.1	専業	指定	①検査作業と整備作業が分業化されていない ②法令の規定を遵守する体制でない ③検査員の証明を虚偽記載(58台) ④適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し適合証を交付した(58台) ⑤検査員の証明がない(選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む)のに適合証を交付した(58台) ⑥点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(27台) ⑦故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(27台) ⑧同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(1台) ⑨指定整備記録簿の虚偽記載 ⑩指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑪指定整備記録簿を2年間保存していない	指定取消
				①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
13	R6.1	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③点検整備料金の過剰請求 ④整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	事業停止
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(1台) ③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(43台) ④同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(12台) ⑤指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	指定取消
				①検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任 再教習通知
14	R6.1	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿を2年間保存していない ③概算見積書の未交付 ④点検整備料金の過剰請求 ⑤整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	事業停止
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(4台) ③故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(11台) ④同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(2台) ⑤指定整備記録簿の虚偽記載 ⑥指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑦指定整備記録簿を2年間保存していない	指定取消
				①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
15	R6.2	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の一部記載漏れ ③特定整備記録簿を2年間保存していない ④点検整備料金の過剰請求 ⑤整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	事業停止
			指定	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制でない ②法令の規定を遵守する体制でない ③完成品に恒常性を有していない ④点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(515台) ⑤故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した(1台) ⑥同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(28台) ⑦指定整備記録簿の虚偽記載 ⑧指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑨指定整備記録簿を2年間保存していない	指定取消
				検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
16	R6.2	専業	認証	①特定整備記録簿を2年間保存していない ②概算見積書の未交付 ③点検整備料金の過剰請求	事業停止
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(2台) ③故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(16台) ④指定整備記録簿の虚偽記載 ⑤指定整備記録簿を2年間保存していない	指定取消
				検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
17	R6.2	専業	指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②検査員の届出、変更届出未提出 ③故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(19台) ④指定整備記録簿の一部記載漏れ	適合証等の交付停止
				検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	検査員文書警告

令和5年度 中部運輸局管内行政処分事例

	処分等年月	事業形態	種類	違反行為の概要	処分等の種類
18	R6.2	専業	認証	①特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ②点検整備料金の過剰請求 ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備 ④整備主任者研修の未受講	事業停止
			指定	①検査作業と整備作業が分業化されていない ②法令の規定を遵守する体制でない ③故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した(4台) ④点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(26台) ⑤故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(5台) ⑥故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した(1台) ⑦同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(2台) ⑧指定整備記録簿の虚偽記載 ⑨指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	指定取消
				検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した	検査員文書警告
19	R6.2	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	事業停止
			指定	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制でない ②検査作業と整備作業が分業化されていない ③法令の規定を遵守する体制でない ④完成品に恒常性を有していない ⑤点検整備を全て実施せず適合証を交付した(1台) ⑥点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(669台) ⑦故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した(1台) ⑧同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(1台) ⑨指定整備記録簿の虚偽記載 ⑩指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	指定取消
20	R6.2	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿を2年間保存していない ③点検整備料金の過剰請求 ④整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	事業停止
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(43台) ③故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(10台) ④指定整備記録簿の虚偽記載 ⑤指定整備記録簿を2年間保存していない	指定取消
				検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
21	R6.2	専業	認証	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	事業停止
			指定	①法令の規定を遵守する体制でない ②故意により保安基準不適合状態で適合証を交付した(1台) ③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(2台) ④故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(1台) ⑤指定整備記録簿の虚偽記載 ⑥指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑦立入検査の質問に虚偽の陳述を行った	適合証等の交付停止
				①検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任
22	R6.2	専業	認証	①特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ②特定整備記録簿を2年間保存していない	文書警告(局長)
23	R6.3	専業	認証	①特定整備記録簿の記載なし ②特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ③使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ④特定整備記録簿を2年間保存していない ⑤設備が認証基準の要件を満たしていない ⑥料金表を掲示せず ⑦概算見積書の未交付 ⑧整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備 ⑨立入検査の質問に対し虚偽の陳述を行った	事業停止
			指定	①検査作業と整備作業が分業化されていない ②完成品に恒常性を有していない ③法令の規定を遵守する体制でない ④点検整備の一部を実施せず適合証を交付した(36台) ⑤故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(55台) ⑥故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した(275台) ⑦同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(3台) ⑧指定整備記録簿の虚偽記載 ⑨指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑩立入検査の質問に虚偽の陳述を行った	指定取消
				①検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ②検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	検査員解任